

(別記様式)

[Ⅱ. 3]

項目	(1) ケ インサイダー取引規制の要件明確化			
修正案	全部削除			
修正理由	<p>インサイダー取引規制は、上場会社等の役職員などの会社関係者等(インサイダー)が、投資判断に影響を及ぼすべき未公表の重要事実を知りながら、その重要事実を知る機会が与えられていない一般投資家と取引して一般投資家に損害を与えるという、いわば一種の詐欺的行為を禁止するものである。</p> <p>証券市場を幅広い投資家が安心して参加できる公正な市場として我が国金融システムの中核を担うものとしていくためには、このようなインサイダー取引について抜け穴が生じないように実効性をもって防止していく必要がある、「運営、業務又は財産に関する重要な事実であつて投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの」との包括条項は必要と考えられる。</p> <p>なお、我が国のインサイダー取引規制においては例示列举の規定が設けられており、具体的な例示が全くない米国の規定等に比して要件が不明確ということはない。</p> <p>また、法令の解釈に係る問い合わせについては、金融庁においてきめ細かく回答をしているところである。</p>			
	府省等 金融庁	部局 総務企画局	課室 市場課 市場機能強化 法令準備室	